

報第3号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和4年第1回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年1月26日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

令和4年3月3日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百

六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専

決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教総第861号  
令和4年1月26日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に  
基づく意見について（回答）

令和4年1月25日付け人第503号で照会がありました下記議案について  
は、異議ありません。

記

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する  
条例

人第503号  
令和4年1月25日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古田 肇

県議会提出予定議案に係る意見について（照会）

令和4年第1回岐阜県議会定例会に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月 日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、一九八人」を「四、三三六六人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「二七二二人」を「二七四四人」に改め、同表学校の項中「五、四九〇人」を「五、四五五五人」に、「四、七〇四人」を「四、六七三人」に改め、同表警察の項中「三、九五四人」を「三、九五六六人」に改め、同表合計の項中「一四、三三八八人」を「一四、三三五五人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一一、七九六六人」を「一一、八二二人」に、「一一、一九三三人」を「一一、二二〇〇人」に改め、同表特別支援学校の項中「一一一九人」を「一一三七七人」に、「一一三三人」を「一一三〇〇人」に改め、同表合計の項中「一一、九五六六人」を「一一、九八〇〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

県職員及び市町村立学校職員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）新旧対照表（第一条関係）

（新）

第一条 略

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定	数	備	考
知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）			四、三三六		
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー			一七三	うち、教員は、四五人とする。	
企業会計職員（都市建築部）			六七		
議会の事務部局			二九		
選挙管理委員会の事務部局			五		
監査委員の事務部局			二〇		
人事委員会の事務部局			一二		
労働委員会の事務部局			八		
教育委員会の事務部局			二七四		
学	校		五、四五五	うち、教員は、四、六七三人とする。	
警	察		三、九五六	うち、警察官は、三、五二七人（警視一二二人、警部二五六人、警部補及び巡查部長二、〇六七	

（旧）

第一条 略

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定	数	備	考
知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）			四、二九八		
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー			一七三	うち、教員は、四五人とする。	
企業会計職員（都市建築部）			六七		
議会の事務部局			二九		
選挙管理委員会の事務部局			五		
監査委員の事務部局			二〇		
人事委員会の事務部局			一二		
労働委員会の事務部局			八		
教育委員会の事務部局			二七二		
学	校		五、四九〇	うち、教員は、四、七〇四人とする。	
警	察		三、九五四	うち、警察官は、三、五二七人（警視一二二人、警部二五六人、警部補及び巡查部長二、〇六七	

附則略	第三条略	2及び3	合	計	一四、三三五人	人、巡查一、〇八三人とする。

附則略	第三条略	2及び3	合	計	一四、三二八人	人、巡查一、〇八三人とする。

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）新旧対照表（第二条関係）

（新）

第一条 略

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定数	備考
小学校、中学校及び義務教育学校		一一、八二二人	うち、教員は、一一、二二〇人とする
特別支援学校		一三七人	うち、教員は、一三〇人とする
定時制高等学校		三一人	
合計		一一、九八〇人	

2 略

第三条 略

附則 略

（旧）

第一条 略

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定数	備考
小学校、中学校及び義務教育学校		一一、七九六人	うち、教員は、一一、一九三人とする
特別支援学校		一二九人	うち、教員は、一二三人とする
定時制高等学校		三一人	
合計		一一、九五六人	

2 略

第三条 略

附則 略

